

⑫ 放課後児童クラブ運営事業者を公募します

問・申 子ども福祉課(内線164) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1

令和5年度笠間市放課後児童クラブ運営事業者(受託希望法人等)を公募します。

選考日 12月16日(金) ※時間等詳細は、別途通知します。

委託期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)

委託場所	委託限度額/3年間	委託限度額/1年間
友部小児童クラブ	116,700,000円	38,900,000円
岩間第一小児童クラブ	62,610,000円	20,870,000円

※本事業における消費税および地方消費税については、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条および別表第1第7号により、非課税として取り扱います。

応募資格

- ・当該業務における笠間市の入札参加資格を有していること。
- ・笠間市内に事務所もしくは事業所を有する、または既に笠間市内で同事業を実施している学校法人、社会福祉法人、NPO法人(特定非営利活動法人)であること。
- ※社会福祉法人およびNPO法人は、子どもの健全育成を図る活動をする団体に限る
- ・「笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守する団体であること。

応募方法 申請書一式を直接持参、または郵送し、あわせてデータを提出してください。申請書は市ホームページからダウンロード、または窓口で配布します。

※FAXでは受け付けできません。

応募期限 11月25日(金)午後5時必着**⑬ 戦没者遺骨のDNA鑑定を実施しています**

問 厚生労働省 社会・援護局事業課 戦没者遺骨鑑定推進室 Tel 03-3595-2219

厚生労働省では、戦没者遺骨について、遺留品などの手掛かり情報からご遺族が推定できる場合には、ご遺族からの申請に基づいてDNA鑑定を行い、親族関係が判明した場合はご遺骨を返還しています。

今般、遺留品などの手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のため、厚生労働省が検体を保管している下記の地域(DNA鑑定に必要な検体が採取できたご遺骨がある地域)の戦没者のご遺骨について、ご遺族からの申請を募り、申請された死亡場所等の情報に基づき、厚生労働省保管資料等との照合調査を行い、DNA鑑定を実施しています。

DNA鑑定を希望される方は、申請書をご請求いただくか、厚生労働省ホームページから申請書をダウンロードしてください。

本DNA鑑定によって多くのご遺骨の身元が特定され、ご遺族に返還できるよう厚生労働省としても最大限努めているところですが、長期間経過したご遺骨を対象としていることや技術的な制約もあり、必ずしもご期待に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点等がありましたら、お問い合わせください。

※戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定対象地域(令和4年3月時点)

硫黄島、インド、インドネシア、沖縄、樺太、旧ソ連、モンゴル、タイ、東部ニューギニア、ノモンハン、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、フィリピン、ミャンマー、ウエーク島、ギルバート諸島、ツバル、トラック諸島、パラオ諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島、メレヨン島

**「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」を
7月1日から施行しました。行政区へ加入しましょう。**